

令和 7 年度 第 6 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 5 日

9月5日（金）香取市農業委員会会长 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）

日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）

日程第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見

日程第5 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅
9番	山	田	宏	一	10番	平	川	幸
11番	高	松	多	可 史	12番	片	野	子
13番	飯	森		孝	14番	寺	島	君
15番	海	老	澤		17番	鶴	澤	子
18番	林		藤	江	19番	伊	藤	寛

1. 欠席委員 1名

16番 菅 谷 樹 雄

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鶴 田 静 子
農地班長 佐々木 卓 也 主 査 菅 谷 和 美

開会 午後 2時58分

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は、16番 菅谷樹雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立をしております。

◎開会

議長 それでは、ただいまから令和7年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、6番 成毛和弘委員、13番 飯森 孝委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから2ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番及び2番は、それぞれ譲受人の自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号3番については、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、2ページになります。

整理番号4番、譲渡人が高齢により耕作ができなくなったため、売買により所有権を移転するものです。

以上、4件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

14番寺島委員 去る8月26日火曜日、午後2時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は4件あります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果についてご報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員には電話にて連絡しております。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産清算人が選任されており、

近隣農地を所有している譲受人が売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたり米及びトウモロコシを耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

細野推進委員には電話にて連絡しております。

この申請は、所有者の破産申立てに伴い、破産管財人が選任され農地を処分することになり、近隣農地を所有している譲受人が売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、12番 片野壽夫委員。

12番片野委員 整理番号3番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたいという意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、通年にわたりトマト、トウモロコシ、キュウリ等の各種野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号4番について、16番 菅谷樹雄委員でございますが、本日欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号4番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないことから農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり小松菜、小カブを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは3ページ、整理番号は1番になります。

整理番号1番、転用目的は、主に野菜の洗浄棟を新設し、業務拡大を図ることを目的としております。

農地区分につきましては、不許可例外事由Eの仮設工作物の利用に供するために行うものに該当します。

以上、1件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

14番寺島委員 事前審査会の審査結果についてご報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請人は、〇〇で主にサツマイモの生産・販売を営んでいる〇〇です。

〇〇〇〇後、〇年が経過し、年々収穫量も増え、今後も耕作面積を増やしていく計画です。既存施設のみでは貯蔵に限界があるため、申請地に貯蔵棟と洗浄棟を新設する計画です。

申請地では、敷地内での切り盛りにより整地します。雨水はポンプ層に集水、汚水は浄化槽に接続、洗浄での排水は沈殿浸透層に接続し、その後、市道側溝に放流します。

資金計画は、農業近代化資金で融資を受ける予定です。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないとの判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは4ページになります。整理番号は1番から3番です。

整理番号1番になります。

転用目的は、〇〇の〇〇〇である当該地を駐車場用地として使用する目的で、売買による所有権の移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

整理番号2番になります。

転用目的は建て売り分譲住宅用地で、権利の内容は売買による所有権の移転によるものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

整理番号3番になります。

転用目的は、業務拡大に伴う従業員の休憩所及び駐車場用地として利用するもので、権利の内容は売買による所有権の移転によるものです。

農地区分は、不許可例外事由Bの農業振興上必要性の高い施設と判断しました。

以上、3件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

14番寺島委員 事前審査会の審査結果についてご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、12番 片野壽夫委員。

12番片野委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、〇〇〇の〇の〇〇〇から〇キロほど行ったところに〇〇〇のある〇〇〇がありますが、そこを〇に入って〇〇メートルほど行って、さらに〇へ折れて〇メートル行った〇〇になります。

譲受人は〇〇〇に居住しており、申請地は宅地に囲まれた農地で、長く耕作放棄地となっているところであります。今回、譲渡人の売却意向があり、譲受人は自己及び来客用の

駐車スペースと車両の転回用地として利用するため、売買の協議が調ったものであります。

申請地では、埋立て、造成、舗装等の工事は行わず、現地形をそのまま活用し、利用する計画であります。

排水については雨水のみで、自然浸透とします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号2番について、朝日推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○〇〇〇〇から〇へ約〇キロくらい行ったところを〇〇し、そこから〇〇メートルくらい〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇に〇〇のある不動産業などを営む法人で、周辺の住環境が整っており、住宅としての需要が見込める申請地に建て売り分譲住宅を8棟建築する計画です。

申請地では、前面道路と同じ高さまで埋立てを行います。

排水は、雨水は宅地内で集水した後、既設水路に放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、南側、北側、西側にはL型擁壁を敷設し、土砂流出・崩壊を防止します。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号3番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、
事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局農地班長 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

譲受人は、〇〇にて〇〇〇を當む法人であります。

〇〇の増設計画に伴い、建設予定地にある既存の従業員駐車場が使えなくなることや

新たな従業員の雇用も必要となることから、従業員用休憩所の建設と駐車場を設ける計画です。

申請地は、平坦な土地で整地のみ行います。

排水関係になりますが、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は、浄化槽に接続後、蒸発散層にて処理します。

以上、調査報告を終わります。

議長 代読、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長　日程第4　議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、5ページの整理番号1番から13番になります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま審議した議案第4号の案件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は7件であります。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は1件になります。

以上、報告します。

◎閉会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時23分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名人

署名人